

## ■認定こども園(短時部・1号認定)給食費についてのお知らせ■

「主食費(ごはん等)」と「副食費(おかず等)」について実費徴収となります。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		給食費(月額) [単位:円]	
階 層		主食費	副食費
1	生活保護世帯	施設が定めた額	0円 (免除)
2	市町村民税非課税世帯		
3	市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯		
4	市町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯		施設が定めた額

※公立認定こども園(短時部・1号認定)の給食費は、月額3,000円(主食費300円、副食費2,700円)です。

- ◆年収360万円未満相当世帯(表の1~3階層の世帯)に属する児童は副食費が免除(0円)となります。
- ◆年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから3人目以降の副食費が階層にかかわらず、免除(0円)となります。
- ◆市町村民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の副食費が免除(0円)となります。
- ◆階層欄の所得割額は、扶養義務者(父母)の所得割額となります。夫婦共働きの場合(両親ともに収入がある場合)はその合計額とします。父母以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合は、主宰者も含めます。

※「主食費」の減免制度はありません。

### 給食費の納付

#### ① 公立認定こども園(短時部・1号認定)の場合

徴収は、8月を除く4月から翌年3月までの毎月(年間11回)となります。入園決定後に手続きいただいた口座から、**毎月末日**(土、日、祝日の場合は、その翌営業日)に振り替えます。

#### ② 私立認定こども園(短時部・1号認定)の場合

給食費は「各施設が定めた額」を各施設へ直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

※利用者負担額(使用料)は無償化の対象です。

### 階層を決定する根拠となる税額について [令和6年(2024)年度の場合]

4月 ~ 8月の利用者負担額(給食費)	令和5(2023)年度の市町村民税額により決定 [令和4年中の所得による]
9月 ~ 2025.3月の利用者負担額(給食費)	令和6(2024)年度の市町村民税額により決定 [令和5年中の所得による]

◆所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者が変更となる場合は給食費が変わることがありますので必ず保育幼稚園課までご連絡ください。給食費の変更は**判明した翌月から**となります。

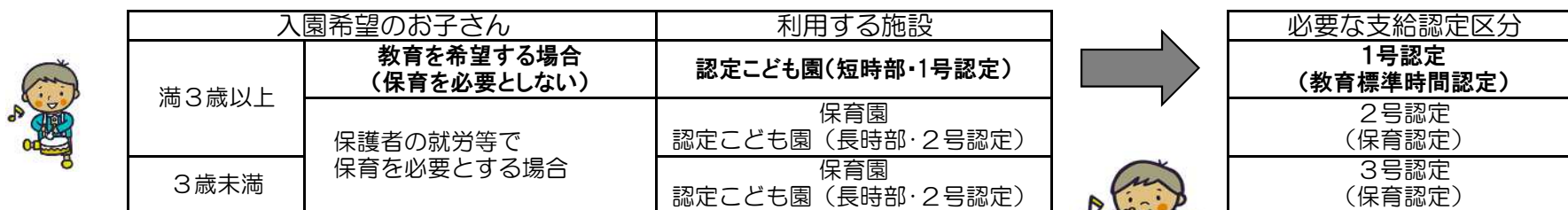
子ども・子育て支援新制度における『支給認定』について



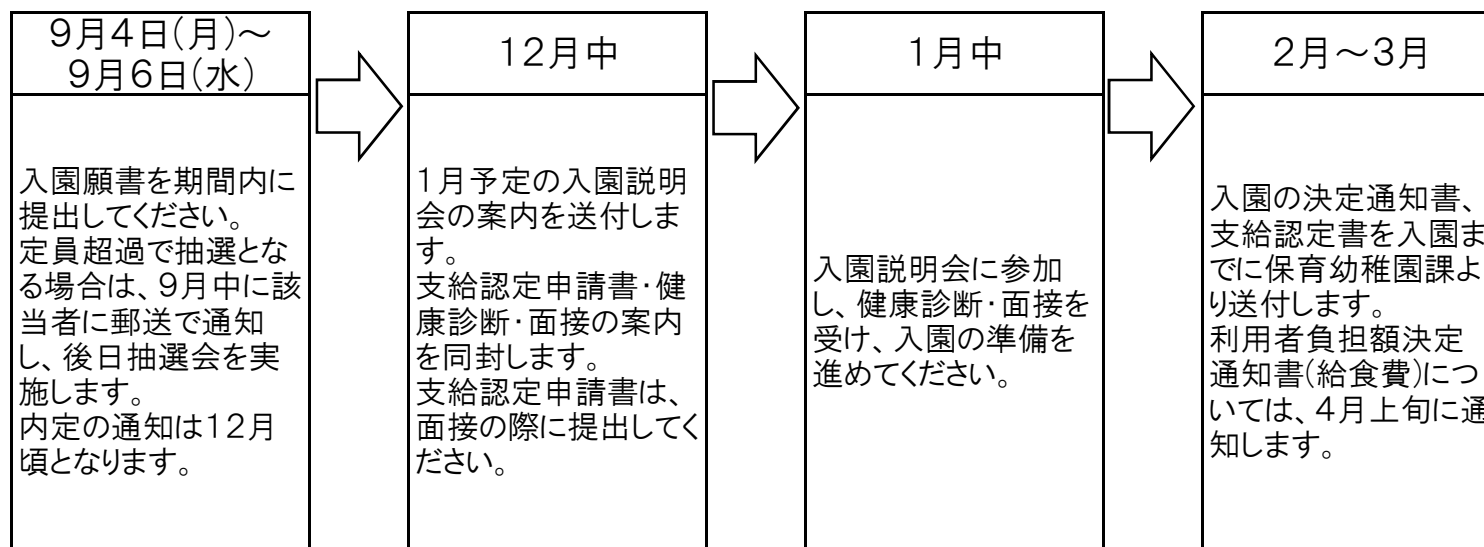
★保育園等に入園するためには、市の「認定」を受けることが必要になります。（支給認定といいます。）

認定こども園（短時部・1号認定）については、保護者の就労等の審査は無く、申請により満3歳以上の子どもは「1号認定」を受けることができます。

保育園、認定こども園（長時部・2号認定）等については、例えば保護者が就労している場合など、審査で保育が必要と市が認めた場合、年齢によって「2号認定」または「3号認定」を受けることができます。



公立認定こども園(短時部・1号認定)入園申込みから入園までの流れ



※私立の認定こども園(短時部・1号認定)とは異なります。